⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。所轄庁の長等が承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった承認件数の合計は、平成23年は112件であった。自営に係る兼業の主な内容は、マンション・アパートの経営、駐車場及び土地の賃貸などである。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知すること等が定められている。平成23年において、当該報告はなかった。

第６章　職員団体

一般職の国家公務員（給与特例法適用職員及び特定独立行政法人職員を除く。）は、国公法第108条の２の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

人事院では、職員団体制度の周知徹底を図るため、平成23年度は、全国６か所において、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対する説明会を開催した。

第１節　管理職員等の範囲

国公法第108条の２の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17―０（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。平成23年度は４回の改正を行った。

平成23年度末における管理職員等の指定総数は37,318人であり、定員（警察職員等を除く。）233,922人に対する指定率は16.0%であった。

第２節　職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の３及び規則17―１（職員団体の登録）の規定に基づく平成23年度の新規登録は22件であり、登録の抹消は213件であった。この結果、平成23年度末における登録職員団体の総数は1,478団体となり、組織人員は106,823人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた組織人員は106,227人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は1,220件であった。

第３節　職員団体のための職員の行為

１　在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の６）。その最長期間については、国公法附則第18条により、当分の間、７年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により７年と定められている（規則17―２（職員団体のための職員の行為）第８条）。

平成23年末における在籍専従者数は159人であり、平均すると組織人員656人につき１人を置いていることになる。

２　短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、許可を受けて、１日又は１時間を単位として年間30日の範囲でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17―２第６条）。平成23年中の短期従事者数は352人で、その総従事期間は2,963日１時間であり、１人当たりの年間平均従事期間は８日３時間となっている。

第４節　職員団体等の法人格

１　登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第３条第１項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができるとされている。平成23年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は194団体である。

２　認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって法人格が付与されることとなっている（法人格法及び規則17―３（職員団体等の規約の認証））。平成23年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は４団体となっている。

第５節　職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体その他の公務員組合と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

平成23年の職員団体等との会見回数は、本院において84回、地方事務局（所）において147回の合計231回である。その内容は、春闘統一要求・人勧要求関係が103回（44.6%）と最多であり、次いで級別定数の改定関係が93回（40.3%）、定年制度の見直し関係が13回（5.6%）、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案（給与臨時特例法案）関係が11回（4.8%）、男女共同参画関係が７回（3.0%）などとなっている。

平成23年は、定年制度の見直し関係及び給与臨時特例法案関係が純増したが、春闘統一要求・人勧要求関係、級別定数の改定関係、非常勤職員の処遇関係などが減じたことにより、総数は前年と比べ18件（7.2%）の減少となった（図６）。

なお、人事院勧告は、直接的には一般職非現業の国家公務員を対象とするものであるが、特別職の国家公務員、地方公務員にも影響があるため、人事院は、これらの公務員を含む公務員全体を代表する職員団体とも広く会見を行ってきている。

図６　職員団体等との会見状況

